

若年者の消費者トラブル対策推進のための SNS 運用等業務委託に係る 提案競技実施要領

この提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）は、「若年者の消費者トラブル対策推進のための SNS 運用等業務委託」について、その委託契約の相手方候補の選考に参加する者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものである。提案者は、以下の事項を熟知した上で提案を行うこと。

○公示日 令和 7 年 5 月 2 日（金）

1 委託業務名

若年者の消費者トラブル対策推進のための SNS 運用等業務委託

2 業務の趣旨及び目的

令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたことにより、社会経験が乏しく契約に関する知識や経験が少ない若年者をターゲットとした消費者トラブルが増加傾向にある。

こうした現状を踏まえ、若年者が日頃から消費者問題に興味を持つよう促すために、若年者に身近な SNS を活用し、情報発信を行うことで若年者の消費者トラブルの未然防止を図るもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 提案限度価格

5,000 千円（上限額、消費税等相当額含む）

※契約締結後に、合理的な理由が生じた際には、福岡市消費生活センターと受託事業者で協議の上、契約変更（金額変更）等の措置をとる場合がある。

5 委託内容

若年者の消費者トラブル対策推進のための SNS 運用等業務委託仕様書（提案時）のとおり（資料 1）

6 提案内容

- (1) SNS 運用の全体設計、コンテンツ制作等
- (2) 事業の効果検証方法
- (3) その他の提案事項
- (4) 業務推進体制
- (5) これまでの類似業務実績

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 本業務の実施にあたって、市の求めに応じて即時に来所し、対応できる体制を整えていること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 提案手続きの流れ（スケジュール）

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| (1) 公示（募集開始）、質問、申込
及び提案書受付開始 | 令和7年5月 2日（金） |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年5月 16日（金） |
| (3) 参加申込締切 | 令和7年5月 23日（金）正午まで |
| (4) 提案書及び辞退届の提出締切 | 令和7年6月 6日（金）正午まで |
| (5) 一次選考結果通知 | 令和7年6月 12日（木）（予定） |
| (6) 二次選考（プレゼンテーション） | 令和7年6月中旬 |

9 質問と回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年5月16日（金）までに、提案競技質問書（様式第2号）に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。Eメール件名は「【提案競技質問・会社名】若年者の消費者トラブル対策推進のためのSNS運用等業務委託」とすること。

- (1) 受付期間 令和7年5月 2日（金）から
 令和7年5月16日（金）まで
- (2) 受付アドレス 福岡市市民局生活安全部消費生活センター
 E-mail:shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp
- (3) 回答方法
 - ① 回答日 受付後、原則3営業日以内
 - ② 回答方法 福岡市ホームページに掲載

【回答の掲載場所】

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募
>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

10 参加申請書類の提出方法

- (1) 提出書類
以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑤の提出を免除する。

- ① 提案競技参加申請書（様式第1－1号）
- ② 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第1-2号)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第1-3号)

注1) 様式第1-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第1-4号)

注1) 様式第1-4号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。

⑩ 会社概要

注1) 事業概要が分かるパンフレットでも可。

(2) 提出期間 令和7年5月2日(金)から令和7年5月23日(金)正午まで(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。))

(3) 提出場所 〒810-0073

福岡市市民局生活安全部消費生活センター

福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階

担当者: 松永

(4) その他

- ① 参加申請書等の提出は、郵送（必着）又は持参すること。
- ② 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提案競技参加応募者の負担とする。
- ③ 提出期限経過後の参加申請書及び資料の差し替えは認めない。

1 1 提案書の提出方法

- (1) 提出期間 令和7年5月2日（金）から令和7年6月6日（金）正午まで（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。))
- (2) 提出場所 〒810-0073
福岡市市民局生活安全部消費生活センター
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階
担当者：松永
- (3) 提出部数及び留意点
 - ① 提出部数は正本1部と副本10部とする。応募書類はCD-R等電子媒体（USBメモリを除く）でも提出すること。
 - ② 提案書の提出は、郵送（必着）又は持参すること。
 - ③ 提出期限以降の追加、修正は原則として認めない。
- (4) 提案書の様式、体裁
 - ① 提案書の様式は自由、A4サイズとし、資料2「提案・評価項目表」に掲げる項目を各編の見出しとして作成すること。
 - ア 企画提案書表紙 （様式第3号）
 - イ 見積書（事業経費内訳） （様式第4号）
 - ② 提案内容は、すべて提案書に記述すること。プレゼンテーションにおいてのみ提案された内容は、選考の対象にならない。また、提出期限以降（プレゼンテーション当日を含む）の提案資料の追加は認めない。
 - ③ 全ての提案書の表紙には「(あて先) 福岡市長」、表題「若年者の消費者トラブル対策推進のためのSNS運用等業務委託提案書」、「提案競技参加登録番号（※）」、「提出年月日」を記載すること。
※提案競技参加申込締切後に、福岡市より別途通知する。
 - ④ 提案書（正本）の表紙には、提案者名（商号又は名称）、担当窓口（担当部署、担当者、連絡先、Eメールアドレス）を記載すること。
 - ⑤ 提案書（副本）の表紙には、事業者名、住所、ロゴマークなど、提案競技参加者が特定できる表示をしないこと。
業務実施スタッフ体制図などには、提案競技参加者名を「当社」と記載すること。
いずれも、提出書類の全体に渡って、参加事業者名が分からないようにすること。
 - ⑥ 企画提案本旨に関係のない過剰な添付資料は避けること。

1 2 参加辞退

参加を辞退する場合は、以下のとおり手続きを行うこと。

- (1) 提出期間 令和7年5月2日（金）から令和7年6月6日（金）正午まで（土曜

日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。))

- (2) 提出場所 〒810-0073
福岡市市民局生活安全部消費生活センター
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階
担当者：松永
- (3) 提出方法 郵送（必着）又は持参
- (4) 提出書類 提案競技参加辞退届（様式第5号）

1 3 書類選考（一次選考）

- (1) 選考対象
提出された全ての書類
- (2) 選考
福岡市が提案者の中から優秀な提案を行った3事業者程度を書類選考により選考する。
※参加者が1事業者の場合でも、同様に選考を行う。
- (3) 選考項目
資料2「提案・評価項目表」のとおり
- (4) 結果通知
令和7年6月12日（木）に参加申込者にEメールにて通知。（予定）

1 4 二次選考（プレゼンテーション）

- (1) 選考対象
一次選考を通過した提案
- (2) 二次選考（プレゼンテーション）
 - ① 実施日：令和7年6月中旬
※各事業者の開始時刻の詳細は、後日、決定者に対して通知する。
 - ② 場所：福岡市市民局生活安全部消費生活センター
 - ③ 提案時間：1団体15分以内とする。その後、若年者の消費者トラブル対策推進のためのSNS運用等業務委託提案競技にかかる選考委員会（以下「選考委員会」という。）による質疑応答を約10分行う。
 - ④ 提案方法：選考委員会に対して、提出済みの提案書をもとに内容を説明すること。
説明は必ず、責任者かそれに準ずる者が行うこと。
 - ⑤ 出席者：1事業者につき3人まで
- (3) 選考方法
 - ① 提出された書類およびプレゼンテーションを基に、資料2「提案・評価項目表」により総合的に選考する。
 - ② 選考委員が提案の内容を総合的に選考し、選考委員会において、最も優れた提案者を委託先候補者として選考する。

※参加者が1事業者の場合でも、同様に選考を行う。

(4) 結果通知

選考結果については、令和7年6月中旬に全提案競技参加者にEメールにて通知する。また、福岡市ホームページにおいて、最優秀提案者を公表する。

1 5 選考対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案選考の対象から除外し、失格とする。

- (1) 提案に関する事項について、この実施要領に定める手段以外の方法で、関係者と直接、間接を問わず、連絡を求めること。
- (2) 選考委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (3) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (4) 事業者選考終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正を行うこと。

1 6 提案にかかる費用

提案書製作並びに提出に係る諸費用は、すべて提案競技参加者の負担とする。

1 7 契約の締結方法

- (1) 最も優れた提案を行った競技参加者を契約相手方候補として契約手続きを進めるとし、契約内容については、提案内容を基に協議のうえ決定する。よって、契約内容及び仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じる場合がある。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と契約手続きを進める。

- (2) 契約金額の支払いについては、原則会計年度毎に精算払いとする。ただし、市と協議の上、前金で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第163条第3号及び福岡市会計規則第46条第3号により、前金払いをすることができる。

1 8 留意事項

- (1) 提案書提出後、必要に応じて追加資料の提出を提案競技参加者に求めることがある。
- (2) 1参加者あたり1提案とする。
- (3) 選考結果に対する異議・質問等については、一切応じない。
- (4) 交付した書類は、提案書作成以外の目的で利用することはできない。
- (5) 本市は、提出された提案書等一切の書類を返却しない。
- (6) 本市は、提出書類を本委託業務以外の目的には使用しない。

1 9 提案および契約に関する事務を担当する部署

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階
福岡市市民局生活安全部消費生活センター
電話 092-712-2929
E-mail:shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp